

資料

平成20年4月18日
金融庁総務企画局

非営利性

基準<1> 会社の営利性の概念

① 対外的に事業を行い、

② それによって得た利益を構成員に分配することを

③ 目的とするか

「営利ヲ目的トスル社団ニシテ…会社ト看做ス」(旧商法第52条②)

(参考)『会社法 第八版』神田秀樹著

(注) 会社法では「会社」を「営利を目的とする社団」と定めていないが、これは、『会社法上、会社の株主・社員には、利益配当請求権・残余財産分配権が認められていることは明らかであり、会社が対外的活動を通じて上げた利益を社員に分配することを意味する「営利を目的とする」という用語を用いる必要がないため』。(出典)『一問一答 新会社法』相澤哲編著

協同組織金融機関

① 員外規制 ② 配当制限 ③ 相互扶助目的 → 非営利

大審院判決

○ 昭和元年12月27日

会社が目的たる事業の経営を他人に一任し、また社員に利益配当を行わないことにした場合であっても、会社解散の際に社員に分配すべき残余財産を増殖するのに妨げのない契約であれば、営利法人たる会社の本質と相容れないものではない。

(参考)『判例ハンドブック 商法総則・会社法』

倉沢康一郎・奥島孝康編著

基準<2> 商法上の商人の要件

① 収支の差額を利得することを

② 目的とするか

「商人」=「自己の名をもって商行為をすることを業とする者」

(商法第4条①)

・業とする…営利の目的で同種の行為を、継続的・計画的に行うこと。

(参考)『商法I-総則・商行為〔第3版〕』落合誠一・大塚龍児・山下友信著

協同組織金融機関

② 相互扶助目的

非営利

最高裁判決

○ 昭和63年10月18日最高裁第三小法廷判決

「信用金庫法に基づいて設立された信用金庫は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増強に資するために設けられた協同組織による金融機関であり、…信用金庫の行う業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、信用金庫は商法上の商人には当たらないと解するのが相当」

○ 平成18年6月23日最高裁第二小法廷

「中小企業協同組合法に基づいて設立された信用協同組合は、…業務は営利を目的とするものではないというべきであるから、商法上の商人には当たらないと解するのが相当」